入　札　心　得

１．入札書の宛名は町長宛とし、１件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名、又は法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ）自ら投函する。

２．代理人が入札する場合には、次のとおり取扱うものとする。

①　代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出する。
　なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。

②　代理人が、入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人の住所、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出を必要としない。

３．入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行なってはならない。

４．入札執行回数は、原則として３回を限度とするものとし、この限度内において落札者がないときは、打切りとする。

５．開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち会わせて行なう。

６．落札となるべき同価の入札をしたものが２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

７．次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とする。なお、⑧に該当する入札については、その回の入札のみ無効とし、再度入札については参加できる。

①入札に参加する資格のない者が入札したとき。
②入札者が同一事項の入札に対し２以上の入札をしたとき。
③入札者が他人の入札の代理をしたとき。
④入札に際して連合等の不正行為があったとき。
⑤入札保証金の額が朝日町会計規則第７７条第１項に規定する額に満たないとき。
⑥入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
⑦入札者がその提出した入札書の書換え、引換え又は、撤回をしたとき。
⑧入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は、金額を訂正した入札をしたとき。
⑨その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

８．入札金額が前回の入札における最低価格と同額以上の入札をした者は失格として、再度入札には参加できない。

９．落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した金額を持って落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

10．入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札時刻前までに入札辞退届を提出すること。

11．入札書には供給期間内の総額を記載すること。